

平成20年度第4回四街道市市民参加推進評価委員会議事録

【開催日時等】

- 開催日時：平成21年3月5日（木）18:30～20:30
- 場 所：四街道市庁舎第2委員会室
- 出席者：出石委員長、中嶋委員長職務代理、大倉委員、栗原委員、佐々木委員、三木委員、永澤委員、宮原委員
（事務局）
成田政策推進課長、永易市民活動推進室長、庄嶋主査補、仲田副主査

【議 題】

- ①平成20年度市民参加手続の実施予定（追加）について
- ②平成21年度市民参加手続の実施予定について
- ③市民参加条例の見直しについて

【その他】

- ①平成19年度第2回市民提案手続の経過について
- ②平成20年度第2回市民提案手続の状況について

【配布資料】

- 資料No.1 平成20年度市民参加手続の実施予定一覧
- 資料No.2 市民参加手続の実施予定シート
- 資料No.3 平成21年度市民参加手続の実施予定一覧（案）
- 資料No.4 4-1～4-7 市民参加手続の実施予定シート
- 資料No.5 平成21年度市民参加手続の対象としないことが見込まれる行政活動一覧
- 資料No.6 6-1～6-2 市民参加手続の実施予定シート
- 参考資料 平成21年度公募委員が含まれる審議会等
- 資料No.7 市民参加条例の見直しについて（各委員意見）
- 資料No.8 平成20年度第2回市民提案と検討状況

【会議経過】

(成田課長)

本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から平成 20 年度第 4 回市民参加推進評価委員会を開催させていただきます。

出石委員長、三木委員は少し遅れるということでご連絡をいただいておりますので、始めさせていただきます。

まず、議事に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

－ 資料確認 －

それでは、ただ今から平成 20 年度第 4 回市民参加推進評価委員会を開催させていただきます。

次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

先程申し上げましたとおり、出石委員長は遅れるそうですので、中嶋委員が委員長職務代理ということで議事進行をお願いしたいと思います。

なお、市民参加推進評価委員会運営要領第 4 条では、会議は公開が原則となっておりますが、まず会議の公開・非公開についてお諮りをいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(中嶋委員長代理)

市民参加推進評価委員会の運営要領では、会議は公開を原則とするとなっておりますが、本日の審議内容に個人情報はありません。また、会議を公開することによって公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるとも認められませんので、会議は公開したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(委員長代理)

それでは公開とします。傍聴人はいらっしゃいますか。

(成田課長)

傍聴人はおりません。

(委員長代理)

分かりました。

(成田課長)

それでは直ちに会議に移らせていただこうと思いますが、まず委員長代理のご挨拶をいただいておりますので、お願いしたいと思います。

(委員長代理)

本日は皆様、年度末近くのお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。委員長が 10 分から 15 分程度遅れるということですので、その間の進行を務めさせていただきます。

会議は定足数が 3 分の 2 以上ということですが、委員が 8 名ですので、定足数に達しておりますので、とりあえず進めさせていただきたいと思います。

(成田課長)

ありがとうございました。

本来ですと、ここで部長が参りまして皆様にご挨拶をする予定でしたが、本日は市議会開会中で、未だ終了しておりませんので、大変失礼ながら部長挨拶は割愛させていただきます。

申し遅れましたが、1 月 1 日に人事異動があり、以前高橋が担当課長でしたが、私、成田と申しますので、よろしく願いいたします。

3. 諮 問

(成田課長)

では、本日の議題となりますが、市民参加手続の実施予定の2点について諮問をさせていただきます。私が代読をさせていただきます。

四街道市市民参加推進評価委員会委員長出石稔様。四街道市長小池正孝。四街道市市民条例に基づく市民参加手続について諮問させていただきます。諮問の内容ですが2点ございまして、条例第18条の規定により公表する平成20年度市民参加手続の実施予定、これは1件追加になっております。それから、第16条の規定により公表する平成21年度市民参加手続の実施予定について、この2点を諮問させていただきますので、よろしく申し上げます。

それではこれからの議事進行につきましては、委員長代理に申し上げます。

4. 議 事

① 平成20年度市民参加手続の実施予定（追加）について

(委員長代理)

それでは議事に入ります。まず議題の1点目、平成20年度市民参加手続の実施予定の追加分について、ということで、事務局から説明をお願いします。

(永易室長)

それでは説明させていただきます。

平成20年度に市民参加手続を実施する予定である行政活動ということで、資料No.2の市民参加実施予定シートをご覧ください。

こちらは、四街道駅南口広場整備計画ということで、これまで用地の取得がなかなかできませんでしたが、この度用地確保ができましたので、広場の整備を実施するための計画を策定するということで、新たに追加をさせていただくものでございます。

今回の会議の日程の関係で一部実施済みの部分がございますので、ご了承いただきたいと思っております。

この広場は、取得費が概ね5億円弱かかっているということで、第6条第1項第4号の大規模な市の施設の設置計画の策定ということで、第4号を該当させたいと考えております。

それから市民参加手続の方法につきまして、第7条第1項第1号の意見提出手続を3月に実施します。また、第5号でその他の手続としまして、四街道駅南側促進協議会を20年11月に実施し、21年度にも予定をしております。その内容を一覧表の13番に追加しております。

それから、前回大変申し訳ございませんでしたが、持ち回り審査の中で、いろいろとシートの試行という形でさせていただきましたが、その内容のものも10、11、12、13番と追加をさせていただいておりますので、本日諮問の中では、こちらのほうも含めまして、ご理解をいただければと思っております。

議題の1につきましては以上でございます。

(委員長代理)

今説明いただいたのが、資料No.1の裏にある13番ですね。

(永易室長)

はい。

(委員長代理)

次にNo.2については13とともに10、11、12もということですか。

(永易室長)

前回、持ち回り文書のやり取りでさせていただきました。その際には、諮問という形をとっておりませんでした。もう一点は、年度当初の時には未だ資料No.2のシートがありませんでしたので、すべて一覧表だけでお諮りをさせていただきましたので、その一覧表が今回のようにご理解ください。9番までは年度当初にありましたが、10番から13番までは追加されて、この一覧表になっているということを含めて、諮問をさせていただきたいと思っております。

(委員長代理)

10、11、12番については、市民参加推進評価委員会のコメントについて持ち回り審査されて内容が固まっているということですね。

(永易室長)

そうです。

(委員長代理)

そうしますと、新たに入れているのは13番の四街道駅南口広場整備計画の策定です。今ご説明いただいたもので分からない点やご質問や疑問がありましたらお願いします。

(栗原委員)

資料No.2の市民参加手続方法のその他で、四街道駅南側促進協議会を開催していて、構成メンバーが公的団体等の代表者5名、学識経験者2名、地権者代表3名となっていますが、この中には公共交通サービスを担うバス、あるいはタクシー等の事業者等は促進協議会に入っていないのですか。

(成田課長)

公的団体の代表の5名の中にバス事業者の代表、タクシー事業者の代表は構成メンバーに入っています。

(栗原委員)

代表の方々が促進協議会の中に入っていらっしゃるということですか。

(永易室長)

はい。

(委員長代理)

この事業については、いつまで計画されているのでしょうか。

(永易室長)

概略設計を今年度中に、それを基に詳細な実施計画というものは来年度に行いますので、来年度は、後ほど説明させていただきますが、来年度の予定にもシートを加えさせていただいております。

(委員長代理)

20年度中ということは3月までということですか。

(永易室長)

概略設計については、現在パブリックコメントを実施しています。

(大倉委員)

市民から意見を取るということで、パブリックコメントが既に始まっていますね。3月3日から31日までということで、市中にはそういうことが出ていますが、このパブリックコメントをやろうと決めている部署はどこですか。

(永易室長)

全ての事業においてそうですが、市民参加手続の方法をどういった手法を取るかというのは担当課になります。もちろん、政策推進課でも相談を受けることがあります。原則は担当課で決定しております。パブリックコメントは広聴型になりますので、意見交換会または意見提出手続を取る、というのが条例の手続きです。

(佐々木委員)

この市民参加手続を開始する時期は、用地が確保されて、市民の意見を聞こうということになったのですか。用地が確保されたというのは、どなたが決断されたのですか。

(成田課長)

駅南口広場の関係は、かなり前から用地取得に動いていました。

(佐々木委員)

もう10年ぐらい前から話が出ていますね。

(成田課長)

結果的に収用というものがございしますが、収用採決の中で最終的には合意ができたということで、所有権移転をしたというのが今年1月ですので、用地の確保が決まってからということです。

(佐々木委員)

かなり長い期間をかけて、南口の開発に関してなされたと思います。市民の要望もものすごくありましたが、紆余曲折があったと思いますが、その前の段階で市民の意見を取り入れたり、意見を聞くようなことも必要だったのではないかと思います。

(委員長代理)

用地取得されたのが1月で、促進協議会は11月ぐらいから始められていますが、用地取得に大体の目処が立ってから始められたのですか。

(成田課長)

収用採決ですので、期限を区切り申請を出します。そこで明け渡し採決と収用裁決を一緒に出しまして、この日にちまでに明け渡してくださいという申請を出します。

これまで長い時間がかかっていますので、収用の採決はいただけるだろうということを見込んで、検討は若干早めにしたのではないかと思います。

(委員長代理)

議事の途中ですが、委員長が到着されましたので、進行役を代わりたいたいと思います。

(出石委員長)

公務がありまして遅れてすみませんでした。ただ今やっていることは大体分かりました。現在は南口広場をやっていますね。分かりました。これは例の跡地の部分ですが。

(成田課長)

それとは違います。JR四街道駅の南口に接したところの広場の件です。

(委員長)

分かりました。

(栗原委員)

質問してよろしいでしょうか。

今回の参加手続の対象として第4号を選ばれたのは、おおよそ5億円以上の総事業費からだと思

ますが、この根拠となった数字はどのようなものから出されたのでしょうか。

(成田課長)

これから詳細設計に入りますので、金額は具体的に出ませんが、収用採決では金額を出してきますので、そのときの数字では5億円になります。

(栗原委員)

土地の収用金額が4億数千万円、これに工事費を上乗せするというので5億円ぐらいだということですね。

(委員長)

多分その部分は、条例の対象になるかどうか判断することなので、算定根拠は予め示しておいたほうがいいと思います。委員会に出してまずいものであれば別ですが、関係資料を付けるとか。今日は説明がありましたので構いませんが、規則自体が非常に抽象的な規定なので、今後もこのような計画があった場合には重要な部分ですので、そのようにしてください。

その他何かありますか。

これは実施予定ですので、意見提出手続と四街道駅南側促進協議会、ここに地権者も入ってきます。この参加手続の意味というのは地権者が市民ということですか。その他と言っていますが、この地権者の部分が市民ということですよ。

(永易室長)

公的団体等と地域の利害関係者等が入っておりますので、そう考えました。

(委員長)

公的は地域の公的な団体ということですか。

(永易室長)

先程も言いましたが、交通事業者等も入っています。

(委員長)

分かりました。これらを含めて本部のコメントとしては条例の規定を満たしている。それから、今上げました2つ、複数の市民参加手続が予定されているというコメントが出されていますが、この評価委員会としては妥当であるということでしょうか。

(栗原委員)

意見ですが、四街道駅南口の開発は、20年、30年という四街道市の長い懸案事項で、南口広場が開設されれば、利用者は1日あたり数千人という単位で間違いなく利用される、非常に影響の大きい事業であると考えますので、実施義務である意見提出手続だけで本当によろしいのかと考えます。四街道市には都市計画審議会もありますが、今回は四街道駅南側促進協議会で事前に議論をして、パブリックコメントを行い、もう一度恐らく促進協議会で議論をして、最終的な案を決定されると思います。その間に、やはり審議会等手続、市民会議手続などで議論を重ねられる市民参加手法を取り入れたほうが、より議論が深まるものになるのではないかと思います。

私としては、都市計画審議会があり、そこには市民委員も参加しているので、この事業については、審議会等手続を実施すべきではないかと私は思います。

(委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(成田課長)

私も詳しく説明できませんが、この事業は昭和 59 年頃から始まり、駅前広場の約 3,900 m²について都市計画決定された事業で、これまで凍結されていたものです。よって、改めて計画を練り直すものではないと考えますので、都市計画審議会に再度お諮りすることはないだろうと思います。

但し、委員がおっしゃるとおり、四街道市の顔ともなるべき場所なので、いろいろな方の意見を吸い上げて、駅前広場に反映したほうがいいのではないのかという趣旨は分かります。

(委員長)

私が補足するのは変かもしれませんが、都市計画審議会は都市計画の青写真を決定する機関です。この場合、課長が言われた都市施設としての駅前広場という都市計画があり、それを都市計画審議会の議論を経て、市が計画を決定しているので、この場所が駅前広場になるということは決まっています。逆に言うと、都市計画審議会にかけるとするのは、都市計画法でいう都市計画審議会の権限としては多分ないと思います。

但し、私は都市計画審議会でなくてもいいのではないかと思います。つまり市民が加わった合議機関で、駅前広場になると決まっている部分について、どういう計画を作るのかということも議論していくべきだと思います。意見提出手続だけということは、その他の手続きを実施する場合は別として、計画ができるまでは基本的には、一般市民や公募市民が入らないこととなりますので、そういう意味からいけば、栗原委員の主張はある意味ごもっともだと思います。

その点について、事務局、他の委員の方いかがですか。

(中嶋委員)

市外に住んでいる人にとっては、南口広場の重要性はどのくらいなのか、市民の皆さんにとってどのくらいの影響があるのかということが分かりませんが、もし影響が非常に大きくて、ここに書いてあるパブリックコメントや、促進協議会での議論だけではなく、市民の皆さんの意見を集めたほうが良いということであれば、21 年度中に実施設計ということですので、その期間でも結構なので、もう少し市民参加手続をやるべきではないかとコメントをつけてはどうでしょうか。

(永澤委員)

一般市民の要望ととらえてもらってもいいのですが、私は四街道に昭和 51 年に引っ越してきましたが、今は開かれた北口が狭い、広場があるかないかぐらいの田舎の駅でした。当時もやはり、いろいろな計画を立てられて、図面が出されて、駅から空中を歩いて広場の真ん中に下りるとというような夢のような図がありました。それがいつの間にか今ようになりました。

今の北口広場が良いか悪いかは、利用者によっていろいろでしょうが、広い広場を作っても全然使っていないとか、タクシーはぎゅうぎゅう詰めで待っているといた状況がありますので、北口の開発計画を作ったときの考え方や良かった点、悪かった点を、南口広場の開発の際には是非生かして欲しいと思いますし、市民が参加するチャンスをたくさん作って欲しいと思います。

北口は、狭い場所、大きなロータリーを作っているのので、タクシーはぎゅうぎゅう詰めで、バスが次から次にやってくるので、一般車の通り抜けも大変です。中央広場にあるセメント製の構築物を除くことができれば、あの中に非常に機能的なものを建てるができると思います。自然環境は抜きにして、機能中心にやればもっと便利な駅前になるのではないかと思います。

(委員長)

永澤委員の主張は、市民の意見が入らなければ、そのような不満は出てこないということですね。今言われた部分は、正に同じ意見だと捉えられると思います。

我々の役割は、この予定について審査しコメントを付けることですが、もし委員の皆さんの意見を入れるとしたら、更に計画案の策定に対して市民も参加できるように努められたい、との意見を入れることになります。

それを変える、変えないという話はどうしますか。結果でまた判断するのですか。どのようなやり方をするか。これはあくまでも我々のコメントであって、実際にそういう参加手法を取るかどうかは市に任されているわけですよ。

(永易室長)

そうです。

(委員長)

委員会が何を言っても最終的な判断は担当課ということですね。

(成田課長)

私どもは、委員の皆さんからのご意見について、十分な説明ができないところもあると思います。今、委員長がおっしゃった部分になるかもしれませんが、委員会の皆様方のコメントが、結果として事後の評価につながっていくというところもあると思います。

我々がここで申し上げられるのは、担当課が作ってきたパブリックコメントについて、期待されるニーズはかなり多く、委員の皆様がおっしゃっておられましたが、非常に注目度、価値の高いもので、このパブリックコメントを実施した際に、いろいろ市民各層からご意見がいただけるというようなところも考えているのではないかと思います。

それは別としまして、質的な部分では事後評価と言う形にならざるを得ないのかなと思います。

(委員長)

制度上の欠陥に近いといっているのかもしれませんが、戻れないわけですよ。

例えば、委員会での議論を踏まえて、担当課が3号の手続きを追加で入れてくれば、予定が補完されたということでもいいわけですが、そのようなシステムにはなっていません。

これは言いにくいのですが、これでいいのかどうかということです。本来そうやっていくべきだろうと思いますが、市もそれなりに考えて、ここまで詰めてきたわけですよ。

正論から言うと、私も栗原委員の意見と同意見になります。

課長は、非常に関心があるなと言われてましたが、言い換えれば、関心がある案件にも関わらず、事前には市民の意見を聞かないということになります。計画案ができ上がったものについて、ここで言う概略設計になると思いますが、計画案について意見提出手続も行うし、協議会からの意見も聞くということですよ。計画を作る過程では市民を参加させないということであれば、それなりに理由が必要だと思います。その部分は事務局が説明できるようにして欲しいし、担当課がいなければ説明できないようであれば、この委員会では形式上の審査しかできません。

先程、中嶋委員が助け舟を出してくれましたが、概略設計はこれでしょうがないでしょうと。但し、次に出てくる21年度の実施設計の段階で、市民の意見を入れたらどうか、という意見を出されたと思います。

事務局に確認したいのですが、我々の意見をコメントとして入れていいのですね。これから委員に諮りますが。

(成田課長)

あくまでも、この委員の皆様方が出された意見ということで出しても結構だと思います。

(委員長)

私から事務局に確認を取りましたが、南口広場整備計画について、市から予定されているパブリックコメントと、それから協議会での意見聴取、それぞれ出されたものについて、委員会としての評価はどのようにしましょうか。

(栗原委員)

より多くの議論ができるような市民参加、市民が討論できるような参加手法を追加すべきではないかという考え方です。

委員長が先程おっしゃられた都市計画審議会に固執しているわけではなく、今年1月に用地を取得して、来年には工事に取り掛かってしまうという、非常に四街道の顔になるべき事業が、1年ちよつとの間で企画され、ここまで進んでしまうのは本当にいいのかと思ひまして、できれば、より議論が重ねられるような市民参加の方法を考えていただきたいと思ひます。

(委員長)

他の委員はいかがでしょうか。

(大倉委員)

今言われたとおり、私もそのとおり思ひます。

パブリックコメントだけで一般市民50人の意見が上がるということを予想していると思ひますが、JRに調べでは、四街道駅の1日の乗降客は5万人だと言ひられています。全てが四街道市民とは限りませんが、乗り降りの方が5万人程ですから、相当の市民が興味を持っている案件だと思ひます。それを、パブリックコメントだけ実施して、市民の意見を聞いたということで工事に着手してしまうというのは、私はちよつと早々過ぎるような気がします。

何かもう一つ、他の方法で市民の意見を聞くことをやっていたきたいと思ひます。

(佐々木委員)

私も同感です。私のように、駅の近くに住んでいる者のところに回覧で回ってきて、南口広場に対して意見を聴取するというようなことが突然来しました。

先程も質問しましたが、その前の段階というのは、市民が関与している段階が一切ないわけです。自治体にとって、駅の北口と南口はバスやタクシーの乗降客などが集中する場所ですから、なるべく多くの手続きを用いて市民から意見を聞くべきだと思ひます。

(委員長)

大体同じ意見が続きましたが、反対意見はありませんか。

少し気になるのは、担当課がいなくて大丈夫でしょうか。もしかしたら正当な理由があるかもしれません。

(成田課長)

只今、職員に確認に行かせています。

私の記憶が間違っているかもしれませんが、収用するということになりますと、その駅前広場の必要性は非常に大切になってまいります。その際に、駅前広場を作って市民の利便性の向上に供するため、ある程度画を描いた上で、収用事業でそれを採決しています。とすれば、昭和59年当時の市民参加は、成熟した状況ではございませんでしたので、その間、当時の決まりの中で進んできたのであれば、委員がおっしゃられるような、多くの市民の方が議論をする余地がなかったのかもしれない。その確認をさせに行かせていますので、もうしばらくお待ちください。

(委員長)

もし、多くの市民から事前に意見を聞いた上で計画を作るやり方が、何らかの理由があってできないのであれば議論する必要があると思いますが、それを今確認中です。確認できたらまた検討するとして、それがいい状態で一旦考えをまとめたいと思います。

つまり、パブリックコメントあるいはその他の手法としての協議会で地権者からの意見も聞くということだけでは、案件の性質上、市民に非常に影響の大きい南口広場の利用という形では不足である、もっと広範な市民参加を事前に計画策定段階から諮るべきである、このような主旨でよろしいですか。

先程の中嶋委員がおっしゃった件は、本当は意味がありますが、事前の大まかな計画には市民の意見は反映しないことになります。とりあえずそういうことにします。

確認したいのですが、条文を見ないと分かりませんが、この表の上の大きな四角の最後、複数の市民参加手続を実施しない場合の理由となっている箇所に、必須の第1号と第2号以外の、第3号か第4号を実施しなくても、第5号で実施すれば要件は満たすということによろしかったですか。

(庄嶋主査補)

元々、第1号か第2号いずれかを実施すればいいことになっていて、複数の手続を実施するというのは、これまでこの委員会の議論の中での運用上のものですが、現在のところ第1号又は第2号のいずれかと、もう一つが第5号であっても複数と判断をしています。

(委員長)

そうではないと思います。条例第8条第2項第1項で第1号か第2号のどちらかを実施しなさい。その場合第2項でいろいろなことを勘案して、第3号か第4号のどちらかについて併せて実施するように努めなさいとしています。努めた結果やらない理由を書くのではないですか。

(庄嶋主査補)

第8条第2項に該当するという判断があるのであれば、第3号か第4号のいずれかが必要になるということになります。

(委員長)

ということは、重要なことなので、もし条例があれば見て欲しいのですが、「前項の場合において、市の機関は、当該行政活動の性質、市民生活への影響、市民の要望、その他の事項を考慮した上で、前条第3号又は第4号に掲げる方法のうち、いずれか1つの市民参加手続を実施するように努める」としていて、今回実施しないということは、行政活動の性質、市民生活への影響、市民の要望等を踏まえてやらなくていいという判断をしたことになります。

委員の皆さんから出された意見と、全く逆行している考え方だと思います。そのあたりを今調べられたと思いますが。

(成田課長)

お時間をいただきまして確認をしてまいりました。

先程、私が申し上げた件については、昭和59年の都市計画決定の際に、この駅前広場の図面が付けてあったということです。これは都市計画とともに駅前広場を整理するというので、道路の設計や駅前広場の設計ができていました。それ以降の道路構造令等が変わっておりますので、それに合わせた形での図面には直されているということでございます。

(委員長)

結論としてはどうなりますか。

(成田課長)

収用採決に際しても、当時作った図面に対して現在の道路構造令に合致するような変更はしてありますが、その図面で収用採決に臨んでいます。つまり、昭和 59 年からこの図面を用いて、駅前広場の必要性を説きながら実施をしてきているということです。

(委員長)

その説明と市民参加条例の第 3 号、第 4 号を実施しない理由にはならないと思いますが。

(成田課長)

そうと思いますが、今回のパブリックコメントに出している図面は、そのような経緯があったということです。

(委員長)

今回の場合はそうですね。

(栗原委員)

当初作られたときには、市民や地域の方々は、その図面作成の段階では関わっていないのですか。

(成田課長)

ないと思います。先程説明しましたが、その際市民参加というものは今のようにはなっていないかということもあると思います。

(委員長)

説明を聞くと、重要な論点がいくつも含まれていますが、パブリックコメントは今やっていますか。

(成田課長)

今やっています。

(委員長)

ということは、概略設計として出てきた案はもうできているので、それについては意見を聞く余地がないということになります。ですから、市からは予定として出されていますが、実質上ここで審議しているのは結果を審議していることになります。本当にこの概略案を示す前に、パブリックコメントなどで市民が入って作らなくてよかったのかという話になってしまいます。

(成田課長)

それは、先程から申し上げているように、収用採決に至る経過の中で、図面を引いて、都市計画決定をしてこの事業を進めてきました。その期間、非常に長い年月が経ってしまいましたが、その図面を基に当時は、栗原委員がおっしゃっていましたが、市民参加手続が醸成していなかった時期だったと思いますが、この間、事業許可を取って収用まで行き、ようやくここまで来たということです。

先程説明したとおり概略設計の図面ですので、今後パブリックコメントの状況によっては、決してそのままではいけないのかという気もいたします。また、先程、北口駅前のデザインにデッキのようなものもあったと話がありましたが、そういったご意見などが今後出されるのではないかと予想しております。

(三木委員)

既に確認されていることかもしれませんが、要は都市決定がされていて、土地の収用も終わっていて、南口に広場を作ることまでは意思決定された事項で、今はそこにどのようなものを作るかということ、市民の皆さんから意見を聞いて作りましょう、という話をしているということですね。

(成田課長)

そうです。概略設計はできていて、それについてパブリックコメントを行っている状況です。

(三木委員)

概略設計というのは、どのような広場するかとか、こんな感じになるという大凡の設計ということですか。

(成田課長)

都市計画事業で、昭和 59 年にこの事業が始まりました。そのときに、こういう広場を作る、こういう道路を作るという形の図面をもって事業決定を受けていますので、その図面が今日までできているということです。但し、道路交通令や構造令、法令など、そういったものを現状に合わせて作り置き換えているという図面は既にできている状況です。

(三木委員)

それが設計図ですね。

(成田課長)

概略設計図です。

(三木委員)

これは都市計画決定する時に作られて、その後の情勢の変化によって多少の変更はされていると思いますが、それは変更し得るものという前提でパブリックコメントを行っているということですか。その図面は、都市計画決定する際に作られた図面ということですか。

(永易室長)

それがベースになっているということです。

(成田課長)

収用の中で和解というのがありますが、和解によって決着しています。ですから、収用し私有財産を強制的に取るわけですから、収用する必要性、時間的にも収用をかけてまでやらなければならない事業であれば、それだけ早く市民の利便に供さなければならない。このことは関係ないかもしれませんが、そういう性格のものであります。

(委員長)

分かりました。それをここに載せなければ駄目ではないのではないのでしょうか。説明を受ければ意味が分かりますから。

昭和 59 年の件は別にして、四街道市では市民参加条例が既に作られているわけです。先駆的な市民参加手法をやっているわけです。この表にもあるとおり、第 8 条第 1 項では、まずパブリックコメントか意見交換会が義務付けられています。次に第 8 条第 2 項の規定で、端的に言えば、市民に非常に大きい影響のあるものは、審議会等手続か市民会議手続を行いなさいと言っているわけです。

しかし、それをできない理由が、課長が説明した収用裁決の経過になるわけですから、複数の市民参加手続を実施できない理由として書けばいいと思います。

今回の結論としては、その後の実施設計に向けて図面を描くときに、市民の意見を聞くことができるので、パブリックコメントだけになります。それをやる。そういう経過をここに残さないといけないのではないのでしょうか。

そういう主旨でいいですか。課長がおっしゃられたとおりでかまいませんので、複数の手続を行わない理由を入れていただいて、概略設計までの間ですが、事務局で修正してください。

そうすると、我々委員の立場としては、今後のパブリックコメントの結果を受けて、実施設計をするに当たって更に市民の意見を聞くように努めて欲しいという意見を出せると思います。

委員の方に聞きますが、いかがでしょうか。

計画を作るときに、何でも全て市民参加をやらなければいけないということは無理な場合もあります。これは市民の側も理解をしておかなければいけないと思います。その上で、なるべく最善の方法を取るときに、今回の場合には次のステップ、実施設計はこれから21年度に行うわけですから、更に市民の意見を聞くように努められたい、とは我々委員会と言えらると思います。

そのような整理でよろしいですか。

では、そのような形でまとめたいと思います。

複数の市民参加手続を実施しない場合の理由は、担当課と調整して入れてください。我々委員会のコメントとしては、今後の実施設計に向けて、市民の意見を聞けるように努められたい、このような文言を入れてください。

よろしければその形で決定したいと思います。

② 平成21年度市民参加手続の実施予定について

(委員長)

続きまして2番目の議事に入ります。平成21年度市民参加手続の実施予定について、を議題とします。事務局から説明をお願いします。

(永易室長)

平成21年度市民参加手続の実施を予定している市民活動につきまして、資料No.4-1からNo.4-7まで、それからNo.6-1からNo.6-2では、対象としないことが見込まれる行政活動について整理をしています。更に、資料No.3及び資料No.5に一覧としてまとめております。こちらは一括して説明させていただきたいと思います。

市民参加推進本部のコメントについてですが、概ね3つぐらいのタイプにコメントを整理させていただきました。一つは義務となっている意見提出手続または意見交換会手続のいずれかの手続きについて実施が予定されているということで、条例の規定は満たしているというような表記をさせていただいているものです。

2つ目は、意見提出手続、それから意見交換会手続の広聴型の手続きと、審議会等手続、それから市民会議手続等の検討型の手続き、これをタイプ分けしまして、異なるタイプの手続きをそれぞれ一つずつ実施している場合には、異なるタイプの複数の市民参加手続が予定されているというような評価を本部でしております。

3つ目は、先程の広聴型、検討型の手続きを実施し、かつその他の手続きなどを含めて3つ以上の手続きを実施しているものについては、異なるタイプの多様な市民参加手続が予定されているというような評価をしております。更に、実施時期と方法が適切に行われている場合については、その方法は適切である、とコメントを加えさせていただきました。

それでは資料No.4-1をご覧ください。

(仮称)市民活動センターのあり方の策定でございます。

こちらにつきましては、昨年策定した、みんなで地域づくり指針において、市民協働の拠点と位置付けられたセンターのあり方を策定するためのものがございます。第6条第4項に該当するものです。

が、任意で実施するものです。

実施する手続きの方法ですが、意見提出手続を6月に、意見交換会手続を4月、市民会議手続を1月から5月、こちらは現在進行中です。

その他の手続きとしまして、実際に市民活動に参加している、経験を持っていらっしゃる方々を対象に、4月にアンケートを実施する予定です。こちらは20年度からの継続の事業となります。これに対する市民参加推進本部のコメントについては記載のとおりです。

続きまして、資料No.4-2、市民参加条例の改正です。

市民参加条例については施行後3年を超えない範囲で見直すとの条例の付則に基づいて、条例の見直しを行うものです。こちらにつきましては、第6条第1項第2号に該当ということで実施をさせていただきます。参加手続きの方法ですが、意見提出手続、意見交換会手続、審議会等手続、その他手続きとしてアンケートということで、それぞれを時期に応じて実施していきたいと考えております。市民参加推進本部のコメントについては記載のとおりです。

続きまして、資料No.4-3、情報化推進計画の策定です。

電子市役所を実現するための基本方針あるいは情報化推進のための具体的な取り組みを示す計画を2年ごとに策定しております。電子市役所の基本方針を定める計画は第6条第1項第1号に該当するということです。手続き方法ですが、意見提出手続と、その他の手続として、市ホームページ上に「みんなの意見」というタイトルで電子会議室を用意しておりますので、そちらを活用したいということです。市民参加推進本部のコメントについては2件だけですので、条例の規定は満たしているということで記載をしております。

続きまして、資料No.4-4、行財政改革大綱及び同推進計画の策定についてですが、新たな指針となる行革大綱と、具体的な施策を掲げた計画を策定するものです。同じく、市の基本的な計画ということで、第6条第1項第1号に該当しております。

実施方法としては、5月から7月にかけて審議会等手続を実施し、9月に意見提出手続を実施します。出された意見を踏まえて、12月に再度審議会等手続を実施すると予定しております。市民参加推進本部のコメントは記載のとおりです。

続きまして、資料No.4-5、子どもプランの策定です。

こちらについては、次世代育成支援対策推進法に定められている次世代育成支援行動計画を包含し、子育て支援など、本市の基本的な方針等をまとめた計画を策定する計画で、これを改定するもので、第6条第1項第1号に該当しております。

その他の手続きとして、まず20年度にアンケートを実施しております。そのアンケートなどを基にして、2月、4月の保健福祉審議会にお諮りし、途中で市民懇談会を実施する予定です。意見交換手続としてないのは、まだ案を示してという形ではなく、情報を提供し共有してもらうという形で考えておりますので、その他の手続きとさせていただきます。最終的には、1月にパブリックコメントを実施し、その意見の取り扱いなどを踏まえて、3月に再度審議会を開催して最終的な案をまとめる予定です。市民参加推進本部のコメントですが、かなりの手続きの予定がありますので、異なるタイプの多様な市民参加手続きが予定されているというコメントにさせていただきました。

資料No.4-6、(仮称)地域福祉計画の策定です。

こちらについては、社会福祉法の規定に基づいて、地域福祉の推進を目指した計画、基本方針を定めるものです。条例の第6条第1項第1号に該当するということです。先程と同様、今年度からの事業

になりますので、6月に市民アンケートを実施した後、保健福祉審議会にお諮りをして、ワークショップ等を実施してアンケート結果から課題の整理等を始めていきます。22年度まで継続して行いますが、途中で市民懇談会を実施し、最終的には意見提出手続、パブリックコメントを実施するという予定であります。市民参加推進本部のコメントとしては記載のとおりです。

それから、資料No.4-7、先程ご審議いただいた四街道駅南口広場整備計画の策定です。

こちらについては、広場整備を実施するための計画を作成するというので、第6条第1項第4号を該当させております。21年3月に今行っているパブリックコメント、その他の手続きとして、四街道駅南側促進協議会で、パブリックコメントで出た意見を踏まえて有識者などからの意見を伺いながらまとめていくというものです。本部のコメントとしては、条例の規定は満たしているということで記載をさせていただきました。まとめたものが資料No.3になります。

続きまして、市民参加手続の対象としないことが見込まれる行政活動ということで、資料No.6-1をご覧ください。

税条例の改正ですが、早期優良住宅普及促進法という法律ができ、その法で認定された住宅について、認定家屋の固定資産税額から一定期間税額を減額する制度で、6月から実施するために税条例の改正を行うものです。従いまして、第6条第1項第3号に該当しますが、同じく第6条第2項第3号及び第5号では、第3号は、法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課徴収に関するものということで、第3号と第5号に該当するので適用を除外するものです。

市民参加推進本部のコメントですが、地方税法の改正に伴うもの、また税の賦課徴収に関するものであることから、第3号と第5号の適用は適切であるとのコメントとなっております。

資料No.6-2、手数料条例の改正でございます。

こちらも先程と同様、20年12月に長期優良住宅普及促進法が制定されたことに伴い、長期にわたり良好な状態で住宅を使用するための措置として、構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するために認定制度を導入するもので、その認定を受けるための手数料を徴収するために手数料条例を改正するものです。第6条第1項第3号が該当しますが、先程と同様、第6条第2項第3号と第5号に該当するというので、認定基準が法で定められていますので、その規準に基づく改正であること、その他金銭の徴収に関するものという部分で第3号と第5号の適用は適切であるという本部のコメントになっております。まとめたのが資料No.5の一覧表となります。

参考資料としまして、審議会等手続として、公募委員が含まれている審議会の一覧を参考資料と付けさせていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。それではかなり案件はありますが、一括しての議論でよろしいですか。時間の関係もございますので、実施予定シートあるいは対象としないもの、どこからでも結構ですので、ご質問やご意見あればお願いします。

ないようであれば私から最初に質問します。

資料No.4-7ですが、先程は平成20年度の予定、今度は21年度の予定ということですので。つまり、概略設計と実施設計の二つあって、最終的に四街道市の条例では行政活動になると思いますが、これについてはパブリックコメントはやらないということになりますね。既に21年3月に実施したという

のは、あくまでも概略設計として出てきた案に対して出された意見です。そして促進協議会などの意見が出てきた結果、でき上がってくる実施設計、つまり最終的な案ができると思います。四街道市のパブリックコメントでは、行政活動に係る計画の案を公表し、意見の提出を求めることとなっていますが、求めないことにならないですか。

(永易室長)

担当課の話では、実施設計という形でそれぞれ二つに考えるのではなく、一つの整備計画というものを最終的に仕上げていく途中でパブリックコメントを実施するという事です。特にパブリックコメントにつきましては、一般の方から意見を募集しますので、実施設計での細かな段階よりは、どちらかという概略の図面を書いたところに、もう少しこのような機能があったほうがいいのではないかなどの意見をいただいた上で、それを技術的に掘り下げていくということで聞いております。よって、最終案でのパブリックコメントは予定をしていないということでしたが、事務局としては、一連の行政活動ということで捉えておりましたので、1回はパブリックコメントを実施しているので、条例的にはクリアしているのではないかと考えておりました。

(委員長)

条例の第7条第1項に該当するという解釈でいいのですか。これ以上は突っ込めませんが、条文を文理的に読むと、行政活動に係る計画の案を公表し、これに対する意見の提出を求めるとなっています。行政活動に係る計画に対して意見をもらったことにはならないと思います。これはあくまでも計画の前の案です。

行政活動にかかる計画案の案というか、案の素案というか、その前のものに対しては、確かに広くいろいろな市民から誰でも意見が言える手続きをとったことは3月にやっています。それを受けて、促進協議会からの意見も聞くわけですね。それから先程出した委員の意見に基づいて、もしかすると、いろいろな市民参加をするかもしれない。その結果、詳細な設計ができ上がってきたときに市民の意見は聞かなくていいのですか。パブリックコメントというのは本来の主旨はそういったものです。どのような過程を経ても最終案に対しては誰でも意見を言えるというのがパブリックコメントです。

条例第7条第1号の解釈について、市の解釈は、どこかの過程で1回市民から意見を聞いていけば、それは第7条第1号の意見提出手続はクリアしたということでよろしいのですか。

もしそのような運用をしているということであれば、そのあとの条例の見直しの中で条文を直さなければいけないと思います。

これは解釈の話になりますが、四街道市の意見提出手続はそういうものだということであれば、それを前提に話をしなければいけません。次の条例の見直しのときにどのように直すのかということだと思います。それでよろしいですか。ちょっと気にかかることです。

(成田課長)

確認させていただきたいのですが、パブリックコメントというものは、最終案に対して求めるものということで定義がされているのですか。

(委員長)

そのように一般には言われます。ですから、パブリックコメントを2度、3度やることもあります。言葉が適切かどうか分かりませんが、例えば、構想案、次に中間案、それから最終案で、構想案と中間案で市民から意見を聞いたが、最終案で意見を聞かなければ、条例からしたら合わないと思います。

(成田課長)

今は解釈の話になっていますので。

(委員長)

試行錯誤しながらやることでしょうから、他の委員の方からご指摘があれば進めますが、他の自治体ではパブリックコメントと言いながら、実際には全然違うやり方をしているのがたくさんあります。但し、四街道市は条例を作って、明確に言っている以上、私としては疑問があります。

しかし、市としてはパブリックコメントはやってあるという前提で話を進めることとした場合、先程の話と同じですから、こちらも一番下の複数の市民参加手続を実施しない理由を入れてもらったほうがいいと思います。同じことになるかもしれませんがそのようにしておいてください。

専門的な話になっているので、もしかすると市民委員の方は難しいかもしれませんが、実は大事なところなので、条例見直しのところでまた検討したいと思います。

(三木委員)

この計画というのは、計画案と計画図案があって、計画図として意思決定をされる前にパブリックコメントをやるということですね。その計画図に基づいて事業実施ができるような実施設計を行うという段階ですか。そのあたり何かよく分かりません。

(中嶋委員)

計画決定段階でどの程度の図が示されていて、今回のパブリックコメントにどの程度の図が示されていて、今後どの程度詰めていくのか。どのくらい格差があるのか。

何度もパブリックコメントをやるのは厳しいということでしたが、市民が、これについては詳細な計画について意見を聞かれていないと思うようであれば、再度パブリックコメントをかける必要があると思いますし、それほど差がないというものであれば必要はないと思います。計画の違いというか、どういう段階なのかということが、今回の資料だけでは分かりません。

(栗原委員)

今回は、相当実施設計に近い図面を出して、パブリックコメントを実施しているとは思いますが。

(成田課長)

私も詳しくは分かりませんが、つまり実施設計というのは、そこにいくらお金がかかるかという、そういう話ではないと思っていますが。

(三木委員)

金額ではなく、最初に、どこに何をつくるかの設計をするわけですね。

計画図というと、そのエリアがどのような形に構成されるのかという大体の図を思い浮かべてしまうので。

(成田課長)

詳細といえば詳細ですが。

(中嶋委員)

最終といっても、かなり詳しくなってしまうと、設計変更が難しかったり、既にいろいろ決まってしまう段階で市民に聞いても、逆に無駄というかパブリックコメントに合わないと思います。

(栗原委員)

都市計画のときに、恐らく駅前をロータリー状の道路として作りますという程度のもので、その後の様々な手続きなどにおいても、市民の中でも多分駅前広場になるだろうというのはあると思います。恐らくそれに沿ったような形の非常に細かい図面が出されているのではないかと思います。

都市マスタープランも、恐らく駅前の丸くなった形のロータリーというだけのある程度の合意はあって、今回出されたのはパブリックコメントを行うことになっていますから、やはり相当細かいものまで出ているのではないかという印象はあります。

(成田課長)

そういった意味では、先程、話をさせていただいたように、当時と比べますとバスの大きさが違ってきたりしていますので、アールの取り方など変更はしていると思います。

(委員長)

一般的に自治体で行う大規模施設については、栗原委員が言われたように、細部まで技術的なところの図面について意見を求めても市民は言えないと思います。

普通は5億かかる施設の基本設計というのは、基本計画について意見を聞くなどの市民参加をするのが一般的なやり方です。但し、ここでは全部入っているので、先程そのような意見を言いましたが、そのあたりの作り方は条例の見直しで考えていきましょう。

ここではあまり深入りしてもしょうがないので、私としては問題提起した程度です。今出た意見は整理しておいてください。

ではその他ございますか。

(中嶋委員)

質問ですが、資料No.4-5とNo.4-6は審議会等手続が全く同じ審議会にかけられています。地域福祉計画と子どもプランの改定で、子どもプランのほうが若干早くスタートしますが、ほぼ同時期に二つの計画がかかっています。これは審議会に対して諮問をして、答申を出す手続きになっていると思います。そうすると、かなり大きな二つの計画に対して一つの審議会に対応することになり、議論がきちんと行われているのかという懸念を持っていますが、いかがですか。

(永易室長)

資料には、本会の時期だけ記載させていただいております。担当にも確認しましたが、通常はそのような計画を作る場合には、保健福祉審議会の委員の皆さんの中から数人で構成された部会を開くそうです。そこで3、4回少し細かく議論して、部会で決まった部分を保健福祉審議会で4月や10月の途中に報告をして、全委員の皆さんの了解を得ているという形で対応しているそうです。

(三木委員)

そういうことでしたら、この資料を見ただけでは分からないので、部会についても記載をさせていただいたほうがいいと思います。

(永易室長)

申し訳ございませんでした。

部会については、どのタイミングでやっていけるのかという、詳細までは分かっていませんでした。大体2回ぐらい、4月と10月ぐらいの意見交換会の前に1回案を固めたいということでやってはいますが、部会で5月、6月、毎月とかというところまでは詰め切れていないということでしたので、今回は入れませんでした。

(三木委員)

実施時期の問題もありますが、会議名や方法名の欄に記載していただくか、実施方法の理由で分かるように明示するとか、なんらかの対応をしていただいたほうが現実に即していると思います。

(委員長)

いずれにしても、この委員会では担当課を呼ばずに事務局が説明されていますので、ある程度の補足資料が必要になってくると思います。資料が厚くなるかは別にして、委員はそれぞれの案件の状況を分かるようにしておかなければいけないと思います。なるべく関連する資料で補足するようにしていただきたいと思います。

その他いかがでしょうか。

(中嶋委員)

資料No.4-3の情報化推進計画の策定ですが、電子市役所を謳っているのですが、電子会議室などにアクセスしやすい方からの意見聴取が中心になりがちだと思いますが、電子情報にアクセスしにくい方からも意見を聞くような努力をしていただけたらと思います。

(委員長)

それはごもっともですから、いろいろな媒体で意見を取れるようにということで評価委員会の意見として入れることにしましょう。

その他いかがでしょうか。

今のところで、条例の解釈の確認ですが、第7条第1号か第2号のいずれかを義務としてやらなければならないが、第7条第1号の意見提出手続きをやっています。第7条第3号、第4号は努力規定になっていてやっていない。しかし、第5号のその他の手続きをやっている。この場合に、複数の手続きとは、第8条第2項に掲げている努力規定からすると、第5号は入れていません。その他の手続きというのは第3号、第4号を補完するものとは書いていません。

条例を普通に考えれば、第1号、第2号のいずれかを必ずやって、市民にとって非常に重要な案件の場合は第3号か第4号のいずれかをやる。それ以外にも手続きはできますという規定だと思います。その場合の複数の市民参加手続きということ考えた場合、第1号と第5号は複数ではないように思えます。この条例の解釈ですが、そのように読めますが。

(中嶋委員)

市民参加手続きの方法として、第7条の5が規定されているので、複数の手続きをとったと認められるのではないのでしょうか。

(委員長)

実施状況シートの中に複数の手続きを実施しない場合の理由の欄を作ったのは、第8条第2項にある、市民生活への影響などを考えたときに、第3号も第4号も一緒に手続きをやるように定めています。つまり複数の手続きをやっていないのだからその理由を記載すればいいと思うのですが。

(栗原委員)

私もそのように解釈しています。もし第5号まで含めてしまうと、義務規定の一つは行い、その他の手続きも行ったので、複数の手続きをやりましたという形になりやすくなり、手続きを取りやすい方法だけをやる傾向になると思います。ここはやはり、第4号までで限定した中で、複数の市民参加手続きができない場合にはその理由に書いてもらったほうがいいのではないかと思います。

(委員長)

事務局の解釈はいかがですか。

(庄嶋主査補)

先程ご説明したときに伝わらなかったかもしれませんが、第8条第2項に当てはまる行政活動の性質、市民生活への影響、市民の要望、その他の事項を考慮した上でということ、非常に重要なもの

であると判断される場合は、必ず第3号か第4号のどちらかを実施することになると思います。よって、推進本部では、情報化推進計画はそれには当てはまらないので、第3号、第4号のいずれかでなくてもいいと、第5号の実施で複数の市民参加手続を実施したと事務局としては判断しました。

情報化推進計画は、第8条第2項の非常に重要な計画であるという判断があれば、当然第3号か第4号が入っていないのはおかしいので、もしここで入れないのであれば、ということになると思います。

(委員長)

それで果たしてよろしいのでしょうか。

評価委員会で見るときに、複数というのは単に2つ以上の市民参加手続のことを言うので、何でもいからやりなさいということになると、栗原委員の言うとおりに、その他の手続きをやっていけばいいということになり、第8条第2項の精神はどこかに行ってしまう気がします。

この場合は、事務局が説明されたとおり、情報化推進計画は、行政活動の中身や市民の影響度を考慮したときに第3号、第4号をやる必要はないと判断したためと、書き方は難しいのですが、実施しない理由を書いて、そこで初めて我々は審査できるのではないかと思います。そうでないと審査はできません。

(中嶋委員)

考え方としては、このシートの中に第8条第2項に該当するかと担当課は考えているかという項目を作ると分かりやすいと思いますが。

(委員長)

担当課は条例を見ないで、このシートを見ながら項目を埋めていくと思うので、絶対に複数の手続きをやったと言います。ですから、そういうことでは良くないのではないのでしょうか。

(庄嶋主査補)

これまでの委員会の中で議論された経過を踏まえて、複数の手続きをやらない場合は、このシートの中で理由を説明してほしいということでしたのでシート上に反映させました。但し、議論の過程で、委員会の解釈と事務局の解釈が少しずれていたことが多分あったと思います。

初年度の議論の中では、一つしか手続きをやっていないものについては少ないのではないかとということでしたので、シート上でいう複数の場合は第1号、第2号のいずれかと、その他の手続きでいいからもう一つを実施というように、事務局では捉えていた部分があります。

第8条第2項に該当する場合は、当然第3号、第4号が入ってこなければいけないので、非常に重要な案件の場合は、第1号、第2号のいずれかと、第3号、第4号が入るという部分がありましたが、その部分が事務局の解釈が少しずれていたと、今、話を伺っていて分かったということです。

(三木委員)

第8条第3項では、第2項に該当しなくても、より多くの手続きをするよう努力することということで、第8条全体で基本的に複数の手続きをやるとなっています。

例えば、審議会等手続にしても市民会議手続にしても、そんなに簡単にできるものではなくて、コストと重要性というのがあって合理的に判断せざるを得ないと思います。だからといって第2項に努力義務に入らないからやらなくていいわけではなく、第3項で更に他の手続きでやれることがあればやってくださいとなっています。

並びとしてそのようになっているので、基本的には第2項を適用する努力を最大限していただき、

但し、第3項も併せて第2項に該当しなくても複数の手続きというように条文を読んでいました。

そのあたりは、いろいろなご意見が出てくると思うので整理をして混乱がないようにしていただければいいと思います。

(委員長)

それだけで済む話かも知れないし、考え方によっては条例の書き方という話になるかも知れないし、意見が分かれるところですね。

ここではとりあえず、先程中島委員が言われた提案をコメントとして入れることとします。今の点は、今後の条例の見直し、運用の面も含めて、複数の手続きについては確かにいくつかの取り方がありますし、栗原委員のおっしゃられた意見も合理的な解釈だと思しますので、それらを含めてこのような書き方でいいのか、シートの記載を工夫すれば対応できるかもしれないで、今後の検討課題とします。

それでは、次の課題に移ることにします。

その他、実施予定等含めていかがでしょうか。

もう一点だけ確認させてください。

前回、持ち回りで出した中で私意見を出しています。一番分かりやすいもので言いますと、資料No. 4-1で市民参加手続の方法、意見提出手続の参加が期待される市民等の属性や人数ですが、一般市民10名で、それ以外の項目は、ある程度市で想定もできるし、人数や団体などは市のイニシアティブでできるものです。ところが、ここだけは相手次第、出してくる市民次第です。

私が非常に怖いのは、10名としてしまうと、市側が意見提出手続に参加を期待する人数に自分自身で線を引いてしまうことになるので、人数を入れるべきではないと考えます。相手が意見を出して来るか来ないかは、相手の判断であるし、市としては、いろいろな方法を用いてなるべく意見を出してもらうように努める必要があります。それをこの段階で、10名としてしまうのはどうかということです。案件によってはそんなに意見も出ないだろうという判断で、市の段階で5名もいれば十分だという判断になってしまいます。

私の意見としては、次回以降、この意見提出手続について参加される、期待される市民等の人数は、入れるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

(三木委員)

人数を入れる意味はないと思います。

(栗原委員)

人数を入れられないのではないかと思います。他の部署では、審議会を含めて、どのような形でどのような構成の方が何名入るか、とても必要でいい項目だとは思いますが、やはり意見提出の時に数値的目標というのはおかしいとも思います。

(成田課長)

意見交換会手続もこちらのシートに載せていますが、これを委員長がおっしゃったような主旨が考えられるというふうな捉え方をしてよろしいでしょうか。

(委員長)

これも実際には公示して意見を出してくださいという流れになると思いますので、こちら次回以降の検討材料にしましょう。

その他いかがでしょうか。

それでは、それぞれの委員会のコメントについてですが、情報化推進計画では、いろいろな媒体によって参加手続きを取るよという意味のコメントを入れる以外は、参加の予定手続きについては手続き中であると認められる。前の例と比較して大体妥当であるという主旨の意見をつけるということとでよろしいでしょうか。

それ以外に、一般市民の意見がやはり反映されないですから、市民の意見の機会を持つべきであると付け加えましょうか。

そのような主旨でよろしければ、このあと事務局と、昨年度と比較して調整して委員会のコメントを固めたいと思います。特に異論がなければそのようにいたします。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

それでは、そのように決しました。

事務局はそれでよろしいですか。

(永易室長)

かしこまりました。

③ 市民参加条例の見直しについて

(委員長)

それでは議事の3点目、市民参加条例の見直しについて、こちらを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

(庄嶋主査補)

それでは、条例の見直しについての説明をさせていただきます。

本日、資料No.7と、見直しスケジュール案という参考資料を追加でお配りしています資料に基づいて説明させていただきます。

まず、見直しスケジュール案ですが、少し意味が通じない部分ありましたので、赤字で訂正した書類に差し替え願います。

それでは、資料No.7と参考資料について説明させていただきます。

第3回委員会の際に、3名の委員の方からは見直しについて、この部分について見直す必要があるのではないかというポイント、それからその理由と根拠を出していただきましたが、その際、意見を出していただく期間が短かったこともあって、もう一度意見を取り直す必要があるのではないかということでしたので、再度意見を出していただきました。全員ではありませんが、5名の委員の方からご意見をいただきました。

その内容ですが、事前にお配りしていたものについては、委員ごとの意見としてまとめさせていただき、ここでは条例の項目などに合わせて分類をさせていただきました。

資料No.7では、まずAという部分の分類では、用語の定義に関してご意見をいただいています。2ページのBのところでは、条文の構成を明確化するという観点で一つご意見をいただきました。

3ページでは、市民参加手続きの対象に関してご意見をいただき、4ページでは、C-3とC-4が、現在の条例の第6条第2項で、市民参加条例の対象にはなるが除外をするということで、第5号の市税の賦課徴収、その他金銭の徴収に関するものという規定がありますが、この部分を見直す必要があるのではないかという点で、複数のご意見をいただいております。

それからBのところですが、市民参加手続の対象と方法、一般的にマッチングルールと言われる、対象と方法の結び付け方の部分です。先程議論になりました、第7条第1号及び第2号のいずれかとか、それにプラスして第3号、第4号もといったあたりの部分について、少し見直しが必要なのではないかというご意見をいただいております。

次の6ページ以降、個々の市民参加手続についてですが、Eのところは意見提出手続に関して、Fのところは審議会等手続で、ここでは四街道市市民参加条例に特徴的な部分になりますが、公募の部分についての割合などについて条例の中では特に規定していません。他の細かい規定のところをそれに入れられてしまっているということがありますので、そのあたりをもう少し明確化すべきではないかといったご意見がありました。

それからGの市民会議手続ですが、他の市民参加手続に比べると、市民会議手続の規定が少しあいまいなところがあるので、明確化してはどうかといったご意見です。

8ページは、市民参加手続と並ぶもう一つの大きな手続である市民提案手続に関してご意見をいただいております。事務局でもいろいろと悩んでいたところでもあります、市民提案の対象になる政策等とは一体何なのかということの解釈が難しい部分があるので、もう少し明確化してはどうか、といったご意見をいただいております。

それからIのところは、市民参加推進評価委員会について、権利や機能といったものの話が出ておりますし、今のところ条例を施行して3年を超えない範囲で、と条例に書いてあるわけですが、見直し規定の部分について、定期的な見直しの規定にしてはどうかというご意見です。

最後の10ページですが、現在全く規定がない部分についてですが、いずれもKの1から3まで、住民投票制度について何らかの規定を設けてはどうか、といったご意見です。

以上、皆さんからいただいた意見を整理させていただきました。

続いて、参考資料について説明をさせていただきます。

これは見直しのスケジュールについて、第3回委員会するときにも大体のスケジュールを示したほうが良いということでしたので作成しました。

先程ご議論をいただいた実施予定になりますが、来年度の実施予定の市民参加条例の改正という項目と対応している部分になります。推進評価委員会に関しては、一番左の上、20年度第4回が本日の委員会になりますが、今日の段階では委員の皆さんからそれぞれ出ているものに、どのような課題があるかということを整理していく段階と考えております。そして、21年の5月か6月頃に行う最初の推進評価委員会の前にアンケートを予定しており、市民参加条例が施行されて2ヵ年の間に、実際に市民参加の場面に参加した市民の皆さんに参加してみてどうだったか、事務局を務めた担当課などに実際に運用してみてどうだったか、といった点についてアンケートを取ろうと考えています。今日のこの時点では、委員の皆さんからのご指摘の意見のみですが、次回の21年度第1回では、実際に参加した方や、運用した担当課の意見も踏まえた情報が出てくると思いますので、より広い観点での条例見直しの情報が出てくるとご理解いただければと思います。

実は、間もなく委員の任期である2年を迎えようとしており、6月27日で任期が終わりますが、21年度第1回までは、皆さんにもう一度出席していただくこととなります。

第2回に関しては、改選された委員の皆さんに議論していただくこととなりますので、1期から2期に議論を引き継ぐこととなりますが、8月に予定している第2回委員会は、条例の改正だけの議論のための会議と考えています。それまで出された様々な条例の見直しに関する意見や、事務局として

の方向性なども加えた上で、徹底してこの条例改正の議論をしていく予定です。その結果、ここでは条例改正の素案を作り、意見交換会で広く市民の皆さんから意見を聞く機会を設けたいと思います。そこで出された意見を踏まえ、10月の第3回委員会を開催したいと考えています。

諮問と答申のタイミングですが、21年度第1回のときに、20年度第4回はまだ予備的な議論と位置付け、アンケートなどの意見も加え、それを提供した状態で諮問したいと考えております。この諮問に対する答申は、10月第3回委員会ということにし、その結果を踏まえ、条例の素案から改正案という形にしたいと思います。その改正案をパブリックコメントにかけ、その結果修正したものを、例規等審査会にかけ、議会に提出する予定です。

議会へ提出する案を作成までの流れについて、推進評価委員会の皆さんには最後の第4回委員会で報告させていただく予定です。

本日は、資料No.7でご意見を整理させていただきましたが、今後の大まかなスケジュールの流れについてもご意見をいただき、今後の議論に当てはめていこうと考えております。

以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

少し中味は議論しづらいので、まずスケジュールから見ていきましょう。

目標は来年3月に条例改正案を出したいということです。推進評価委員会には、5月頃の第1回委員会で諮問をするので、その委員会を含めて3回で答申をせよという審議会のスケジュールになっています。途中で任期改選も入ります。恐らくこの間、事務局である政策推進課では相当細かい作業も出てくるでしょうし、委員の皆さんはこの委員会の回数では改正の議論は多分できないと思います。この委員会で検討する他に、もしかすると事前に文章などのやり取りをしなければいけないのではと思いますが、全体的にどうでしょうか。

(三木委員)

事務局は、附則第3項、3年を超えない範囲内において見直しを行うというのは、条例改正をして議会で成立させるところまで含むという考えでこのスケジュールを立てたのですか。

自治体ごとに解釈は違うと思いますが、国や私の知っている自治体ですと、3年を超えない範囲内において見直しを行うというのは、見直しについての検討を終えるということです。

(成田課長)

あるいは着手すると。

(三木委員)

着手だと駄目だと思いますが、年度内に見直しを終えていけば問題ないという考え方もありますし、条例改正を含んだ作業を全て終えることと解釈されても全然おかしいわけではないと思います。

(委員長)

どちらもあります。国などは所要の措置を講ずるものとするを書いてあります。施行後3年で改正、施行させるというのはなかなか難しいです。

では、運用をどうやってみるのか。条文に書いてある、社会情勢及び市の市民参加の実態を適格に捉えた内容になるように。これは当然、運用を踏まえなければできません。

三木委員がおっしゃられたように柔軟に解釈すれば、施行が22年4月、正にぎりぎりです。こだわるのか、それともここまで戻ったからスケジュール的に楽な解釈をすれば、答申ぐらいということ

もできなくはないような気がします。

(三木委員)

ここで予定されていることは、見直しをした結果について何らかを提案するというよりも、条例改正案そのものを検討することなので、運用を見直した結果、こういう問題があるとか、こんな課題があるというよりは、具体的にそのまま法務担当と調整をすれば、条例案として出せるようなものまで委員会で作業をするという前提ですね。

だとすると、3月ぐらいまでにというのは厳しい気がします。6月議会で諮るのであれば間に合うと思いますが。

(成田課長)

委員会での役目の話と、今おっしゃっている規則の部分のところというのは何でしょうか。

(三木委員)

作業する内容の問題で、例えば、見直しの検討が終わってから条例案をそこから作り始めて議会にかけるといった話ではないので、一応こういう条例案にしますということでは、年度内に固定されるような方向ではないかと思います。

(成田課長)

このスケジュールはそうです。但し、必要であれば時間をかけなければいけないと思いますので、どういう解釈の中においても、今お示したスケジュールではかなり厳しいのかもしれませんが、委員長がおっしゃっていましたが、そういう中で議論半ばでというようなことは、事務局もそういうつもりはありません。

(委員長)

もう1回考えてもらってもいいと思います。一つは、三木委員のおっしゃられた条例改正の形、何条何項をどう変えるとことまでこの委員会がやってしまうと、むしろ市も拘束されてしまい問題だと思います。むしろ、市民意見提出手続は必ず義務付けるべきであると、我々が意見を出して、それを受けて市が市調停案で作ればいいと思います。答申が出てから条文案を作らなくていいと思います。答申を踏まえ、検討しながら、条文は作れますので、この委員会に出てこない話でいいと思います。

条例改正案答申となっているので、条例の見直し案とか、条例の見直しの答申など、そのような形でいいと思います。これは私の意見です。各委員から何かあれば言ってください。

もう一つは、時期の問題として、こういうものは年度途中での施行は難しいと思います。特に経過規定がものすごく難しい。年間を通して市民参加手続は行われているので、どこかでバサッと切って、ここから先は違うやり方というわけにはいかないの、経過措置は必要になります。

一つの方法としては、3月ぐらいまで委員会で十分検討し、それから内部作業を含めて9月提案とし、施行はもう1年先の4月、半年の周知期間又は経過期間で施行をさせてもいいと思いますが、経過措置をうまく使って、完全施行は23年4月というような形も考えられるではないでしょうか。

但し、作ったときの精神として3年というのは、3年で直したものを施行させようという主旨です。百歩譲って、少し無理だとしても、今の私の案は施行まで4年半です。果たしてそれでいいのかというのはあります。

栗原委員は関わっていましたがどうですか。

(栗原委員)

当初は、見直し規定を入れるべきかどうかという議論から入りましたが、その規定を入れておこな

いと、市側は多分見直さないだろうという考えが委員会の中にありました。

3年というものに対して、正直、運用について3年あれば議論を積み重ねていかれるのではないかと考えていました。実際に評価委員会が始まると、やはり実施状況、実施予定についての意見、それから市民参加が終わった後での検証作業、更に市民提案制度についてもやはり意見を述べていくというようなところが重なってきて、本来ですと、スタートして早めにその条例改正についての議論を積み重ねていけば、3年ぐらいでいけるのではないかとという形で3年という数字を当初は出しました。

本来の主旨は、まずその条例ができたから、市民参加条例はこれでいいという考え方を持たずに、できるだけ早い時期に条例を改正してより良いものに変えていくというのが、本来の主旨ですので、決して3年という数字にこだわったわけではありません。

(委員長)

分かりました。今の件どうでしょう。スケジュールで何か意見はありませんか。

(三木委員)

この後の議題に入っていくのですが、市民提案が複数出ています。経験則で考えると、時間をとる市民提案が今後出てくる可能性がありますので、委員会の回数を増やしていただくか、あるいは期間にゆとりを持たせていただかないと、きちんとした議論はできないと思います。思い切ってやればできるかもしれませんが、それは本来の主旨ではないと思います。

推進評価委員会が市民参加の手続きとして形骸化してしまうと本末転倒なので、それだけは十分考慮してやらなければいけないと思います。

(委員長)

市民委員の方々、いかがでしょうか。

今の話は、3年の間で条例の改正施行までいくには十分な議論はできないので、我々が3年末まで検討した後、それを受けて市に改正作業を進めてもらうというのが、三木委員の意見です。

栗原委員も3年にこだわっているわけではなく、きちんと見直しを行うという主旨で見直し規定を作っているということですが、いかがでしょうか。

(宮原委員)

附則に3年を超えない範囲でと書いてありますが、その解釈についての説明ですか。

(委員長)

3年の間に見直しを行うという意味です。取りうる解釈をすれば、見直しを行い、方向性を出すということです。条例を改正することは議会に任されていますので、議会が否決したら条例改正はできません。

但し、附則も条例なので、議会は何らかの賛否、見直さないという理由、見直した結果、改正しないという選択肢もあります。

もしこの規定が行政側に対して与えられた役割だとすれば、議会の提出前までという考え方はできるかもしれません。

(大倉委員)

このスケジュールで非常に忙しいと思いますが、先程三木委員がおっしゃられた二つの後の案で、22年3月までに改正したいというところで市に提出するのはいかがでしょうか。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

(佐々木委員)

やはり条例の改正が一番大事なことと思います。今のこのメンバーがこの条例に今まで接してきた回数が多いと思いますので、次のメンバーの方に引き継いで納得の行くところまで審議をして良いものを作り上げたいと思います。

(委員長)

今の解釈を我々がある程度してしまいましたが、事務局に一旦投げかける形でよろしいでしょうか。

市として、どうしてもこれで仕上げたいということであればそれなりに考えなければいけないでしょうし、もし異論があれば教えてください。我々が3年以内に見直し案というか、こういうふうにするべきであるというものまでは出そうというのが我々の今の考えです。

(三木委員)

先程申し上げたように、この委員会は市民参加条例で市民参加を評価し推進する場と位置付けられているので、この委員会で形骸的なことをやってしまうのはいかがかと思えます。審議が4回に増やしたから解決するという問題でもないような気がします。但し、少なすぎることはできれば避けたいと思っています。

(庄嶋主査補)

事務局でも、実は3年を超えない範囲での見直しについてはいろいろと議論がありました。条例の改正までやることなのか、それとも今出たように見直しの方向性を出していただいたところまでで十分ではないのかなど、もう一度議論をして柔軟に対応できるのではないかと思います。

一方で気がかりだったのは、これまで実質2年運用してきた中で、実際の運用結果から改正につながる根拠があれば改正してもいいと思いますが、そうでないものもご意見の中には出てくると思います。

例えば、この部分に対応するには更にもう少し経過を見ないと分からないのではないかという意見もあると思うので、委員会にお願いしたいのは、そのような区分けというか、出てきた案に対してこれは先送りではないか、これは確かに根拠も明確なので今回の改正にするとか、そういったところの仕分けのような部分をぜひやっていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(委員長)

そうは言いますが、この場で議論したら多分終わらないと思いますので、むしろ事務局で整理をしてください。この意見は運用上で出てきた意見、この意見は新たな提案であるというように表にして、そこに事務局の見解を入れてください。

それと、市民参加条例を運用しているのは行政側ですので、事務局で独自に持っているものがあれば、別の項目で出していただいてもかまいません。

中味について本日は議論しませんが、体系化した表を作り、それで議論していかないと多分できないと思いますので、そのようにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(中嶋委員)

この委員会でこういった形で、どこまで出すかに関わってくると思いますが、条例の改正となると、議会で市民参加条例についてどのくらい関心を持っているか気になるところです。

市民参加条例が作られるときに、どの程度議会が関心を持って関与したか分からないので何とも言えませんが、改正がどの程度のものになるかにもよりますが、これまでどのような形で議会に説明を

されたのか、意見交換をしたのでしょうか。

改正まではこの委員会のミッションではないのかもしれませんが、条例を成立させていくことを考えれば必要があるのではないかと思います。

(委員長)

そのあたりはどうでしょうか。

(成田課長)

この条例ができた時の議会との関わりは分かりませんが、市民参加によるまちづくりといった部分は、様々な事業を進める際の四街道市の一番大切な部分になっています。

また、議会でも市民参加に関する質問が多いので、我々も答弁の中で市民参加の考え方を示しております。市民参加については、かなり関心を持たれている状況です。

(庄嶋主査補)

具体的には、市民提案手続の人数要件の件は、度々質問に出ました。

先程委員長からご指摘いただきましたが、事務局としても気になる点や、この部分が運用しづらかったという面もありますし、議会で質問が出ているものなど、今日の時点では委員の皆さんのご意見しかいただけていませんが、あらゆるものを集めて整理したいと思います。

(委員長)

市民アンケートと職員アンケートが出てきますね。また、議会から出ている質問があればそれも出してください。そうしたものをに入れて体系化した表を作り、場合によっては同じ項目があればどの媒体から出ている意見なのかなど整理していただき、その上で、実際に優先度を付ける必要があると思います。

誘導するわけではありませんが、住民投票の規定をどうするかというような場合、この委員会で議論しても詳細まで決めるのは相当時間もかかりますので不可能です。住民投票の規定を入れるべきだとだけで答申すると皆さんがすごく大変になります。むしろ答申を条例案にするまですごい時間がかかるだろうし、そんなに簡単に事務局だけで作っていいのかということになってくると思います。

これから、まだ紆余曲折があると思うので、まず流れとしては、3年の見直しというのは柔軟に解釈しましょう。その上で、この委員会の意見を踏まえて、事務局で話す必要があればしていただいて結構ですし、今後議論ができるような資料にもう一度組み直して整理していただいて、次回の委員会にかけるということではいかがでしょうか。

(宮原委員)

どの程度の見直し期間ということですか。これだと1年ちょっとですね。2年ぐらいみるのですか。

(委員長)

3年というのは決められているので、少なくとも3年で我々はどんなに遅くとも答申は出さないとまずいのではないのでしょうか。ですから、この場合のタイムリミットは、22年3月まで、第4回委員会だと思います。

いずれにしても、事務局に再度スケジュールは作ってもらうことにします。

それでは、まだ出てくるとは思いますが、今日の議論の方向で軌道修正をして、この委員会から提案したということで、次回以降は事務局でまた考えをまとめていただき、委員会に提案していただきたいと思います。

5. 答 申

(委員長)

それでは議事は以上です。

先程の議事 1 と 2、20 年度の市民参加手続の予定の追加と、21 年度の市民参加手続の実施予定、これについては先程からの議論を踏まえて、答申案を事務局と私と調整して作ります。

それでよろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

それではそのようにさせていただきます。

6. その他

① 平成 19 年度第 2 回市民提案手続の経過について

(委員長)

では、その他で 2 点あります。

事務局から 1 点目、市民参加手続の経過について、ご説明をお願いします。

(永易室長)

平成 19 年度第 2 回の市民参加手続ですが、これまで報告をさせていただきましたが、20 年度第 1 回のときに、評価委員会に諮問しましたところ、庁内での調整及び提案者との意見交換が不十分であるということでしたので・・・。

(栗原委員)

市民提案手続の経過ですね。この文章ですと市民参加手続の経過が書かれています。

(永易室長)

失礼しました。19 年度第 2 回市民提案手続です。

続けて説明いたします。もう少し提案者と協議を進めなさいということで答申をいただきましたので、今日まで内部調整及び提案者との協議を進めてまいりました。

実は 2 月に市の考えを提案者の方に、5 回ぐらいの協議を重ねた上で提示させていただきましたが、実は本日午前中に提案者の代表者の方から市が掲示させていただいた案で結構だということで、提案者との了承というか合意を得たということですので、報告をさせていただきます。

(委員長)

いかがでしょうか。本日、提案者と市との間で合意されたということです。内容はともかく、ある程度実践するということですね。

(大倉委員)

もう内容を忘れてしまって申し訳ありませんが、どういう案件でしたか。

(永易室長)

めいわ第 2 調整池とそれから小名木川の自然化ということで提案されたものです。

(栗原委員)

合意された内容はどのような形で公表されるのですか。

(永易室長)

提案書の概要とその市の考え方をつけて、公表させていただきます。

本日回答をいただいたので、内部的な処理を済ませましたら、最初にできるのはホームページでの

公表になると思いますが、掲示場とホームページで公表の手続きを取らせていただきます。

また、市政だよりの掲載ですが、紙面の都合で全ての内容は載せられないと思いますので、ホームページあるいは政策推進課でご確認いただきたいというご案内をしたいと思います。

(委員長)

この件はかなり時間がかかりましたが、ある意味、初の市民提案の合意だと思います。

ありがとうございました。

② 平成 20 年度第 2 回市民提案手続の状況について

(委員長)

次に平成 20 年度の第 2 回市民提案手続ですが、この状況を事務局からお願いします。

(永易室長)

平成 20 年度の第 2 回市民提案につきましては、資料No.8 に概要をまとめさせていただきました。

市内小中学校の学校経営というタイトルですが、学校内での樹木の剪定、草刈作業等をボランティアで数多く取り組んでいただいています。伐採した枝や草の処理について苦慮しているようです。

提案書を見ていただくと、処理ルートを確認するということが記載されていませんが、提案者の方たちから話を伺い、処理ルートの確保について確認が取れましたので、この提案を、要望ではなく提案として受けました。

2 月 3 日に、関係課に一度集まり、それぞれの課の考え方を聴取しました。主たる担当から回答の概要は得ていますが、未だ提案者との協議はまだできていない状況です。こちらは有効署名者数として 40 名の署名がありました。

それから 2 点目の JR 四街道駅地下道路の建設ということで、有効署名者数が 367 人ですが、実は数だけだと 500 人ぐらいの署名がございました。明らかに筆跡が同じようなものや、どういう利害関係があるのかなどの記載が備考欄にないものは除いたところ 367 名になりました。

提案の内容ですが、JR 四街道駅の真下を南口と北口、四街道に住んでいらっしゃる方は分かると思いますが、消防本部の付近から南口の京葉銀行の付近まで道路がほぼまっすぐ駅に向かっていきます。その下を掘って地下道路を作ってほしいという提案で、急車両等が踏切で待つ場合があるのではないかとということが添えられておりました。

これについては、都市計画や南北の駅前広場を管理している部署、それから実態を把握するために消防本部等にも集まっていたり、現在調整をしています。この提案は壮大な話なので、手間がかかるのか、逆に簡単に片付くのか読めないところです。

3 点目の広島・長崎への四街道の子ども派遣事業ですが、有効署名が 67 名でした。

広島・長崎へ市内の中学生を派遣して、記念式典等の取材をしてきて、それを学校に持ち帰りみんなに広めることによって、平和学習の機会を作ったらどうだろうかという提案で、平和事業を所管している学校教育課と総務課で調整をしております。

いずれも内部的な調整を進めていますが、まだ提案者との協議までには至っていない状況です。詳細等は参考資料として付けさせていただきました。

(委員長)

ありがとうございました。今日は経過報告ということです。中味の審議は市の考え方、案が示されてからということで、次回の委員会でもよろしいですか。

(永易室長)

そのように考えています。

(委員長)

この段階で先に確認しておきたいこと、意見等ありましたらお願いします。

(三木委員)

提案者の名前が消えている書類と消えていない書類がありますので、回収していただいたほうはいと思います。

(永易室長)

クリップで留めてありますので、その1枚だけ取れるようになっていますからその部分だけ回収させていただきます。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

今回の市民提案は3件あります。従って、次回になるか分かりませんが、この3件の諮問と、条例の見直しが出てきます。それからその前に委員の任期が満了になりますので、委員の改選があります。4月以降になるかもしれませんが、今回はこのメンバーで開催すると思いますからお願いします。

事務局から何かございますか。

(永易室長)

特にございません。

(委員長)

次回の日程はどうでしょうか。

(永易室長)

5月末に予定したいのですが、5月の最終週でご都合の悪い日がありますか。

(委員長)

前の週だと、5月21日(木)あるいは22日(金)でしたら大丈夫です。

(成田課長)

今回は、5月22日(金)の6時半に開催しますので、予定をお願いします。

(委員長)

日程は決まりました。

7. 閉 会

(委員長)

本日は遅れて申し訳ございませんでした。

これで第4回市民参加推進評価委員会を終わりにしたいと思います。

皆さん、お疲れ様でした。

— 以 上 —